国分寺市立小学校給食における
食物アレルギー対応マニュアル

令和８年４月改訂

国分寺市教育委員会

目次

１．小学校給食における食物アレルギー対応の取組 1
２．小学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方 1
（１）共通認識 2
（２）児童のアレルゲン・症状等の把握 2
（３）提供方法等の単純化とマニュアル化 2
（４）緊急時の対応と緊急時への備え 2
３．食物アレルギー対応委員会の設置 5
（１）設置の趣旨 5
（２）委員構成例 5
（３）基本方針の決定 5
（４）面談の開催 5
（５）面談における確認事項 5
（６）対応の決定と周知 6
（７）事故の情報共有と改善策の検討 6
（８）年間計画 7
４．食物アレルギー対応の基本的な内容 7
（１）給食の提供内容 7
（２）給食で使用しない食品 8
（３）給食対応ができない場合【弁当対応】 8
５．食物アレルギー対応の手順 10
（１）食物アレルギー対応児童の把握 8
（２）対象者の決定 9
（３）献立内容の工夫 9
（４）保護者との除去食等の確認方法（毎月） 9
６．除去食等の調理 11
（１）打ち合わせと確認 11
（２）調理 11
（３）盛付 11
（４）運搬 12
（５）報告 12
７．学級での対応 12
（１）返信用除去食献立表の保管 15
（２）弁当持参児童の確認（朝） 12

（３）給食配膳時……12
（４）給食の喫食前……13
（５）給食のおかわり……15
（６）報告……16
（７）緊急時の対応……16
８．食物アレルギー対応の解除……15
９．平常時からの備え……18
（１）情報把握・共有……18
（２）役割分担の決定とシミュレーションの実施……18
10．教育委員会の取組……16
（１）学校との情報共有……16
（２）研修の実施……17
（３）給食用食材等及び納入業者選定委員会・給食委員会の活用……17
（４）医療機関との連携……17
（５）保護者への理解・啓発……17
11．対応マニュアルの見直し……18

１．小学校給食における食物アレルギー対応の取組

国分寺市教育委員会は、20 年以上前から、食物アレルギーを有する児童に対して、可能な限り、個々の児童に合わせたアレルギー食の提供を行ってきました。平成 25 年１月には、国分寺市立小学校給食食物アレルギー食安全対策検討委員会を設置し、食物アレルギー食の盛り付け方、配膳の方法など、学校給食における基本的な提供方法と緊急時の対応について検討を行い、「国分寺市立小学校給食食物アレルギー食の安全対策について」として取りまとめ、平成 25 年度から実施しています。

国においては、平成 27 年度に『学校給食における食物アレルギー対応指針』（文部科学省）が示されました。また、国分寺市においては、近年、食物アレルギーを有する児童が増加傾向にあり、個々の対応内容も複雑化しており、現行のままで対応を続けることは、難しくなってきています。

国分寺市教育委員会では、この課題を整理し、安全・安心な学校給食を提供するために、新たに「国分寺市立小学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を定め、安全性を最優先とした学校給食の提供を行います。

２．小学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方

国において策定された『学校給食における食物アレルギー対応指針』（文部科学省）に示された以下の原則に基づき、小学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、国分寺市では食物アレルギー対応を実施します。

学校給食における食物アレルギー対応の大原則

◎食物アレルギーを有する児童にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。

◎食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。

◎「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（財団法人日本学校保健会発行）に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。

◎安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。

◎学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

◎教育委員会は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

（文部科学省『学校給食における食物アレルギー対応指針』より）

（１）共通認識

安全性を確保したうえで、食物アレルギーを有する児童へ学校給食を提供するには、児童や保護者とともに、教員や栄養士、調理員など給食に関係する職員において、食物アレルギーのある児童の情報や、対応内容について、共有することが必要です。

また、食物アレルギーを有する児童が安心した学校生活を送るために、全ての児童に、食物アレルギーを正しく理解できるよう指導の充実を図ります。特に食物アレルギーを有する児童に対しては、発達段階に応じて、食に対する自己管理能力を身に付け、自立できるよう支援する観点も必要です。

学校給食は大量調理を行っていることから、食物アレルギーの対応を家庭同様にきめ細かく行うことは難しいところです。教育委員会や学校は、本市の食物アレルギー対応の考え方へ理解・協力が得られるよう保護者と協議し信頼関係を築くとともに、食物アレルギーを有する児童が健やかな学校生活を送れるように、教育委員会と学校と保護者がそれぞれの役割を果たしていかなければなりません。

（２）児童のアレルゲン・症状等の把握

食物アレルギーによる事故は対象児童の生命にかかわる可能性があります。学校給食における食物アレルギー対応で、最優先すべきことは“安全”です。このため、医師の診断による「学校生活管理指導表」や児童のアレルゲン、症状等について情報収集を確実に行い、個々の児童の特性の把握に努めます。

（3）提供方法等の単純化とマニュアル化

食物アレルギーを有する児童が増加傾向にあること、個々の対応内容が複雑化していることから、現在の対応が難しくなっています。事故防止の観点から、原因食物について『提供するかしないかの二者択一』を原則とします。“安全性”を確保するためには、給食調理や提供方法の単一化・簡素化により更なる点検強化を図ります。

また、提供に当たっては、様々な場面において複数の目による安全確認が大切です。

（4）緊急時の対応と緊急時への備え

症状が急激に変化しうることを理解し、緊急時の対応への準備を行います。

食物アレルギーを有する児童がアナフィラキシーショックを起こした場合の緊急時対応は、迅速さが求められます。緊急時に迅速な対応を行うには、保護者との面談を行う時に、原因物質の除去や代替え食材の提供に関する内容のみではなく、緊急時に学校がどのように対応をすればよいかを事前に把握する必要があります。また、教職員は緊急時に迅速にエピペン®を打つことを求められることから、エピペントレーナーを活用した研修も実施し、その対応に備えておく必要があります。

3. 食物アレルギー対応委員会の設置

（1）設置の趣旨

校長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を小学校内に設置します。

委員会では、校内の児童の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議、決定します。また、校内危機管理体制を構築し、各関係機関との連携、具体的な対応訓練や校内研修を企画、実施するとともに、校外研修への参加を促します。

（2）委員構成例

◎委員長　校長（対応の総括責任者）

〇委員

- 副校長（校長補佐、指示伝達、外部対応）
- 生活指導主任・主幹教諭（副校長補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応）
- 養護教諭（実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止）
- 栄養職員（給食調理、運営の安全管理、事故防止）
- 給食主任（学校内での給食に関する調整、各学級における給食時間の共通指導徹底）
- 学級担任・学年主任（安全な給食運営、保護者連携、事故防止）

※各委員は相互に緊密な情報交換及び連携を図ります。

※必要に応じて、委員会に、教育委員会の担当者、学校医、主治医等を加えます。

（3）基本方針の決定

学校給食に係る環境は、各学校の状況により異なります。委員会では、本マニュアルと学校の状況を踏まえ、食物アレルギー対応の基本方針を決定します。また、給食における様々な取り決め、協議、決定を行います。

（4）面談の実施

- 対象児童の対応方法の決定にあたっては、事前に面談を行います。
- 面談は、校長、副校長、学級担任、養護教諭、栄養職員等と保護者が行います。
- 保護者に、教育委員会や学校の食物アレルギー対応の基本方針と対応内容について説明し、理解を得ます。

（5）面談における確認事項

面談は、事前に保護者から提出された「学校生活管理指導表」（様式１）に記載された事項について確認するとともに、学校の対応を理解してもらうための場です。面談では、「面談チェックリスト」（様式２）を活用し、次の内容を確認・情報提供します。

・アレルギーの原因食物
・過去の食物アレルギー発症（アナフィラキシーを含む既往歴）情報
・家庭での対応状況（摂取状況、発症時の対応等）
・当該児童に対して学校生活で配慮すべき事項
・薬（エピペン®等）の持参希望の有無
・緊急時の対応連絡先・方法
・全教職員と学級内の児童・保護者へ当該児童の食物アレルギー情報を提供することについての了解を得ること
・毎月の学校と保護者間の献立内容（アレルギー対応）の確認方法
・給食の提供方法
・薬（エピペン®等）を持参する場合の取扱い（保管場所と使用方法等）
・緊急時の対応
・給食提供の可否（完全提供・除去食提供・弁当対応等）
・学校において持参する弁当の保管場所　　等
※安全性を最優先とし、取り違えをさけるため、原則、学校では弁当を預かりません。

（６）対応の決定と周知

・面談内容を基に「アレルギー疾患　取組内容記入表」（様式３）を活用し、児童ごとに給食対応の詳細を決定します。
・決定した個別の取組プランを全教職員間で共有できるように周知します。
・保護者に決定内容を伝え、了解を得ます。

（７）事故の情報共有と改善策の検討

・学校では、事故防止のために、委員会を構築し、関係機関と連携を進めます。
・全職員を対象に、対応訓練や校内外の研修を企画・実施します。
・事故が起こった場合は、状況を把握し、事故原因の究明を行います。関係者の聞き取りにより、原因が判明したら、防止策を協議・決定し、周知を行い運用します。
・学校は、全ての事故について、国分寺市教育委員会へ報告します。

（8）年間計画

【食物アレルギー対応のスケジュール例（小学校進級・入学）】

時期		新１年生への対応	在校生への対応	担当			
				管理職	養護教諭	担任	栄養職員
前年度	10月 11月	○保護者への周知文書（様式６）を就学時健診の通知と共に郵送 ○就学時健診時に相談窓口を設置 ○必要な保護者に関係書類を配付		教育委員会(学務課)対応	● ●		● ●
	12月		○アレルギー対応中の児童の保護者に関係書類を送付		●		●
	１月 ２月 ３月	○新入生保護者説明会で説明 ○保護者との面談実施	○保護者との面談実施	● ●	● ●	● ●	● ●
新年度	４月	○食物アレルギー対応委員会で対応を決定 ○対応児童の食物アレルギー対応の内容を全教職員へ周知 ○保護者への決定内容の通知		●	●	●	●
	給食開始前	○対応児童のいる学級は、返信用除去食献立表を確認用に教室で保管		●		●	
	給食開始日	○学校での対応開始		●	●	●	●

※保護者との面談等は各校の状況に合わせ実施すること

4. 食物アレルギー対応の基本的な内容

（1）給食の提供内容

学校給食は安全を第一とするため、**「原因食物の異なる児童が複数いる場合は、一つの料理について、該当する原因食物を全て除去した一つの対応食」**を提供します。なお、除去食を基本としますが、除去した場合、料理として成立しない場合のみ、代替食の提供を行います。（以下、「除去食等」という。）

※例えば、原因食物がえびである児童、卵である児童がいる場合、えびと卵を完全除去した中華丼を両児童に提供します。

【除去食とは】

・除去食は、原因食物を給食から除いて提供する給食を指します。
　例）単品の果物を提供しない、かき玉汁に卵を入れない等
・食物の分量による部分除去は行いません。

【代替食とは】

・代替食は、除去した原因食物の代わりに何らかの食材を代用して給食を提供することを指します。
※例えば、原因食物が卵である児童の場合、煮卵の献立を煮魚に変更して提供します。
・生野菜、生果物、飲用牛乳は除去対応のみとし、代替食は提供しません。

【保護者が除去食等を希望しない場合】

・保護者の意向により除去食等の提供を希望せず欠食とする場合、該当日に、給食（1 食全て）の提供は行いません。当該児童は弁当（１食分）を持参してもらうことになります。

※飲用牛乳

乳糖不耐症は、食物アレルギーではありませんが、飲用牛乳の提供は行いません。

また、乳糖不耐症だけでなく、その他病気等により医師の指示がある場合も飲用牛乳の提供は行いません。この対応を行う場合は、学校生活管理指導表や診断書等の提出が必要です。（対応内容に変更が生じた場合は再提出が必要です。）

（２）給食で使用しない食品

国分寺市の学校給食では、個々の食物アレルギー対応のほか、次の食品を使用しません。

そば、かに、加熱しないマヨネーズ、アイスクリーム（卵使用のものに限る）、キウイフルーツ、びわ、ナッツ類（ピーナッツ、くるみ、アーモンド、カシューナッツ、マカダミアナッツ、ピスタチオ、ペカンナッツ、ハシバミ、ヘーゼルナッツ、松の実、けしの実）、生魚、生魚卵、生卵、たらこ、生長芋、生山芋、生パイン、生魚介類。

（３）給食の提供ができない場合【弁当対応】

微量でもアレルギー反応を誘発する可能性がある場合等は、児童の安全性を確保するために、弁当の持参を保護者に依頼します。そのため、保護者には、主治医にどこまでの対応が必要なのか、確認いただく必要があります。

【極微量でアレルギー反応が誘発される可能性がある事例】

・調味料、だし、添加物の除去が必要な場合

・コンタミネーション（原材料ではないものが製造過程で微量混入してしまう加工食品や原材料の採取方法により混入してしまう食品）に注意が必要な場合
（加工食品の原材料の欄外表記、注意喚起表示についても除去指示がある場合等）
・多品目の食物除去が必要な場合
・食器や調理器具の共用ができない場合（アレルギー専用食器にとどまらず、個人専用食器等を使用する場合）
・油の共用ができない場合（学校では揚げ油を複数回使用するため、他の物質が微量混入する可能性がある）
・その他、上記に類似した学校給食での対応が困難と考えられる場合

※調味料・だし・添加物について

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下表の食品については、除去を行いません。これらについて対応が必要な児童は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、児童の安全を確保するために、弁当持参を保護者に依頼します。

原因食物	調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ごま	ごま油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

（文部科学省『学校給食における食物アレルギー対応指針』より）

【緊急時対応】

食物アレルギーの原因食物がわからない場合、アレルゲンが特定され、学校での対応方法を決定したのち、安全に実施できる準備が整うまでは、給食の提供は行わず、弁当持参を保護者に依頼します。

5. 食物アレルギー対応の手順

（１）食物アレルギー対応児童の把握

（新一年生）

①教育委員会は、新１年生（就学予定者）の保護者に、周知文書「小学校給食における食物アレルギー対応について」（様式６）を就学時健診通知に同封し送付します。〈10 月〉

②学校は、就学時健診または保護者説明会で、給食でのアレルギー対応を希望する保護者に次の書類を配付します。

- 「学校生活管理指導表」（様式１）
- 「【主治医】学校生活管理指導表の記入のお願い」（様式７）
- 「【保護者】学校生活管理指導表の活用」（様式８）
- 「学校給食でのアレルギー対応に関する面談について」（様式９－１）

（進級時）

学校は、食物アレルギー対応を実施している児童の保護者に、次の書類を配付します。〈12 月以降〉

- 「学校生活管理指導表」（様式１）
- 「【主治医】学校生活管理指導表の記入のお願い」（様式７）
- 「【保護者】学校生活管理指導表の活用」（様式８）
- 「学校給食でのアレルギー対応に関する確認について（お知らせ）」（様式９－２）

※学校生活管理指導表の提出は毎年。変更が生じた場合には年度途中でも再提出。

（新規発症）

保護者から食物アレルギー対応の申し出があった場合、学校は次の書類を配付します。なお、アレルギーの原因食物が判明し、学校での対応を決定したのち、安全に実施できる準備が整うまでは、保護者に弁当持参を依頼します。

- 「学校生活管理指導表」（様式１）
- 「小学校給食における食物アレルギー対応について」（様式６）
- 「【主治医】学校生活管理指導表の記入のお願い」（様式 7）
- 「【保護者】学校生活管理指導表の活用」（様式 8）

（転入時）

学校は、転入児童の保護者に、食物アレルギーの有無を確認します。給食での食物アレルギー対応を希望する保護者に次の書類を配付します。

- 「学校生活管理指導表」（様式１）
- 「小学校給食における食物アレルギー対応について」（様式６）
- 「【主治医】学校生活管理指導表の記入のお願い」（様式 7）
- 「【保護者】学校生活管理指導表の活用」（様式 8）

（２）対象者の決定

①保護者は、給食における食物アレルギー対応を希望する場合は、医師が作成した「学校生活管理指導表」（様式１）を学校に提出します。

②食物アレルギー対応委員会が指定した教職員が保護者と面談を行います。面談では、面談チェックリスト（様式 2）に従い、国分寺市での取組みや学校での対応を説明し、対応内容を確認します。

※乳糖不耐症により飲用牛乳のみを除去する児童や、在校生で学校がその児童の状況を把握している場合は、面談を省略します（対応に変更がある場合、保護者が面談を希望する場合、委員会が必要と認める場合等は面談を実施します。）。

③食物アレルギー対応検討委員会において、食物アレルギー対応を希望している個々の児童の具的な対応方法（除去食、弁当対応等）を決定します。

④児童の個別取組プランを「アレルギー疾患　取組内容記入表」（様式３）にまとめ保護者に通知します。

⑤個別対応一覧表（様式 14）を作成し、食物アレルギー食対応児童（以下、「対応児童」という。）及び対応内容を関係教職員へ周知します。

※①～⑤を行い、除去食献立表（様式４）での確認を保護者に行った後、給食の提供を開始します。

（３）献立内容の工夫

- 安全な給食提供のために、わかりやすい料理名にするなど献立表を工夫します。
- 加工食品を使用する場合は、原材料配合表を取り寄せ、使用食材の確認を行います。

（４）保護者との除去食等の確認方法（毎月）

給食で使用しない食品のみがアレルゲンとなっている児童、1 年を通じて学校給食全てを提供しない児童を除き、食物アレルギー対応を希望する全ての児童の保護者と毎月、献立表の確認を行います。

※対応内容が明確な場合は、保護者と協議し、必要に応じて除去食献立表（様式４）の確認を行います。（乳糖不耐症等により飲用牛乳のみの除去、季節物の果物等のみの除去等）

①給食献立指示書の作成

・給食献立指示書（様式 10）の備考欄に、個別対応一覧表（様式 14）をもとに、その日に　アレルギー対応が必要な全対応児童について、学年・クラス・氏名・除去内容を記入します。
・アレルゲンとなる食品名には全て網掛けをします。
・食品名の欄には、代替えで使用する全ての食材を記入します。

②除去食献立表（様式 4）の作成（学校統一献立）

・家庭配布用献立表を使用します。
・①の給食献立指示書を確認しながら、献立名の後に括弧書きで全対応児童のアレルゲンを記入します。
・献立が揚げ物の場合は献立名の頭に★マークをつけます。
※対象児童がいない場合、つけません。

③除去食献立表（様式 4）の作成（対応児童別献立）

・②の除去食献立表を対応児童人数分複写します。
・学年、クラス、対応児童氏名を記載し、給食献立指示書（様式 10）、個別対応一覧表（様式 14）を確認しながら、対応児童のアレルゲンが含まれる料理名に〇を付けます。揚げ油やだし等の関係で給食提供が難しい場合は該当日を丸（赤色）で囲み、保護者に弁当持参を依頼します。

④給食献立指示書、除去食献立表の確認

・③の児童別の除去食献立表（様式４）を給食献立指示書（様式 10）と個別対応一覧表（様式 14）と照らし合わせます。必ず複数（副校長、養護教諭、栄養職員．給食調理員等）で確認します。
・給食献立指示書（様式 10）については、網掛けの漏れがないかを確認し食材チェック覧に✔を入れます。
・③の除去食献立表（様式４）と給食献立指示書（様式 10）の対応児童の学年・クラス・氏名・対応内容が一致していることを確認します。

⑤返信用除去食献立表（様式 5）の作成

・④の除去食献立表の右側を白紙として複写し、右下に「保護者、栄養職員、校長」の確認欄を設けます。
・保護者等への連絡には、右余白部分を使用します。

⑥保護者への送付【前月中旬】

・学校は、保護者に除去食献立表（様式 4）と返信用除去食献立表（様式 5）を送付し、確認を依頼します。送付に当たっては、封筒に表紙　（様式 11）を印刷し使用します。
・保護者から希望がある場合は、１日ごとの給食献立指示書を渡します。
（①の給食献立指示書から備考欄を削除し食品名、可食量を残して渡します。）
・会食会、鍋給食等は、給食献立指示書に除去内容等を記入して渡します。

⑦保護者からの返信

・保護者は、給食開始４日前までに除去食用献立表（様式 4）を確認、変更がない場合は、返信用除去食献立表（様式５）にサインし学校へ返却します。
・変更する（学校が示した除去食等を欠食とする）保護者は、返信用除去食献立表（様式 5）の該当日を丸（赤色）で囲み、除去食用献立表（様式 4）とともに学校へ返却します。学校は、提出された返信用除去食献立表に、校長、栄養職員がサインし最終決定として返信用除去食献立表（様式５）の写しと除去食用献立表（様式４）を保護者に送付します。
・弁当持参の児童がわかるように、給食献立指示書（様式 10）に記入します。

⑧関係職員への周知

・最終確認が終わった返信用除去食献立表（様式５）を校長、副校長、学級担任、養護教諭、栄養職員、給食調理員等で共有します。
・対応児童の学級担任は、教室に返信用除去食献立表（様式５）を確認用に保管します。

６．除去食等の調理

（１）打ち合わせと確認

・打ち合わせは、栄養職員、給食調理員で行います。
・個別対応一欄表（様式 14）は常に給食室に掲示しておきます。
・給食献立指示書（様式 10）等をもとに、除去食等の調理手順を決定します。
・調理の担当者、調理中等に確認する担当者を決めます。
・献立を読み上げた後、直ちに対応児童名とアレルゲンの確認を行います。
・個別対応一欄表（様式 14）と照らし合わせて確認します。
・除去食等に添付する付箋等に学年・クラス・氏名・アレルゲン等を明記し、調理用献立指示書をもとに複数で確認します。

※弁当持参児童は付箋等に学年・クラス・弁当持参の旨等を明記します。

・詳細な手順は、施設の状況や対応する人数等により異なるため、各校で決定します。

（２）調理

・打ち合わせした手順に従い、担当の給食調理員が調理します。

※専用のエプロン、調理器具等を使用します。

・打ち合わせ通り調理されているか複数で確認します。

（３）盛付

・給食室で、アレルギー対応専用食器を使用し盛り付けます。２つの食器を使用する場合は、専用トレイにセットします（飲用牛乳のみを除去する場合は除きます）。

・専用食器等を使用し、除去内容を確認してから付箋等で表示します。
※アレルギー対応食の食器・トレイは、専用の物（色違い等）を使用します。
※アレルギー対応食が皿と椀のどちらか一方の場合は、除去食等のみ、専用食器を使用します。
※教室において弁当持参児童がいることがすぐわかるように付箋等で表示します。

（４）運搬

・複数で運搬車への除去食等の乗せ間違いや乗せ忘れがないか、確認します。
・リフトに乗せる時に該当の運搬車に除去食等が乗っていることを確認します。
・給食室から搬出するとき（リフトから出した後等）運搬車に乗っていることを確認します。
・所定の場所に運搬車があり、該当のクラスの運搬車に除去食等が乗っていることを確認します。
・アレルギー除去食確認報告書（様式 12）に✔と担当者名（複数）を記入します。

（５）報告

・給食室で発生した全ての事故及びヒヤリハット等について、状況や問題となった原因、改善方法を、食物アレルギー対応委員会へ報告します。

7．学級での対応

学級担任は、対象児童の保護者の了承を得たうえで、学級の児童に対して食物アレルギーに関する正しい知識と、食物アレルギー対象児童の安全への配慮を共有できるように指導します。また、給食にかかわらず、食材・食物を扱う活動等について配慮します。

（１）返信用除去食献立表の保管

学級担任は、前月末までに翌月の対応児童用の「返信用除去食献立表」（様式 5）を、教室の所定の場所に日々の確認用に保管します。

（２）弁当持参児童の確認（朝）

学級担任は、弁当持参児童が弁当を持参しているか毎朝確認します。

（３）給食配膳時

学級担任は、除去食等の提供または弁当持参日の給食時間には、対応児童の状況を確認します。
①学級担任は児童本人と当日の給食内容を返信用除去食献立表（様式 5）で確認します。
②アレルギー対応のある場合、運搬された給食について、学級担任と児童本人が返信用除去食献立表（様式 5）と付箋等の表示内容を確認します。

③学級担任は、対応児童に最初に給食を配膳します。

※除去食等の配膳は、原則、学級担任の監督の下で行います。児童本人に確実に配膳するよう、細心の注意を払います。

※学級担任の不在時に給食指導を行う教員は、学校管理職等と十分な確認を行い、通常と同じ対応を行います。

（４）給食の喫食前

①学級担任は、対応児童の机上に適切な除去食等が提供されていることを最終確認します。

②教室に保管してある返信用除去食献立表（様式５）に受渡し確認のサインをします。

※教室に学級担任または代わりの教員がいない時は『いただきます（喫食開始）』や『配膳量の調整』は行いません。

※学級担任は、月末に、返信用除去食献立表（様式５）により管理職に対応内容を報告します。

（５）給食のおかわり

学級担任は、アレルギー対応のある日は、全てのメニューについて、おかわりしないことを対応児童と確認します。ただし、学校は、当該児童にあらかじめ通常より多めに配食するなど、できる限り配慮します。

（６）報告

学級担任は、学級で発生した全ての事故及びヒヤリハット等について、状況や問題となった原因、改善方法を食物アレルギー対応委員会へ報告します。

（７）緊急時の対応

東京都が作成した「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に基づき対応します。

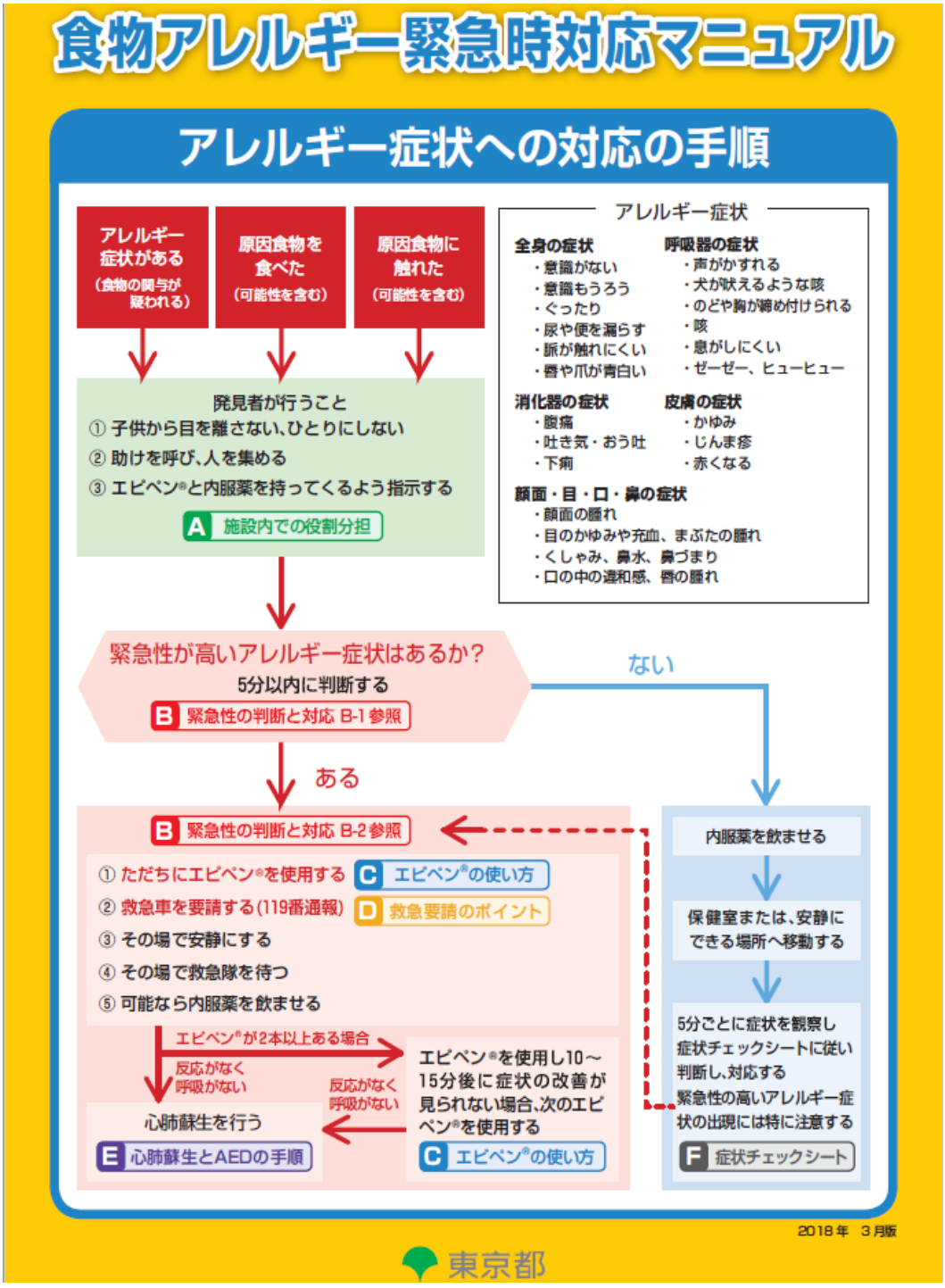

8．食物アレルギー対応の解除

医師の診断により、原因食物が食べられるようになった場合は、保護者からの除去解除の申請を受け、以下の手順で解除します。

①保護者は、事前に家庭で原因食物を喫食し、症状が出ないことを確認します。
②保護者は、医師の診断による「学校生活管理指導表」（様式１）と保護者が記入した「学校給食除去食解除申出書」（様式 13）を学校へ提出します。「学校生活管理指導表」の提出が難しい場合は、医師の指導のもと、保護者が記入した「学校給食除去食解除申出書」（様式 13）を学校へ提出し、食物アレルギー対応の解除を学校に申出ます。
③学校は、必要に応じて、保護者と面談します。医師の指導内容や家庭における原因食物の摂取状況を把握・確認し、食物アレルギー対応委員会で対応を決定します。

9．平常時からの備え

（1）情報把握・共有

学校が、対象児童の食物アレルギーの状況を把握しない限り、適切な対応を行うことは困難なため、保護者に対して、機会を捉えて情報提供を依頼し、把握に努めます。

学校給食において、食物アレルギーに関して特別な配慮が必要な場合には、「学校生活管理指導表」（様式１）、食物アレルギー対応委員会、個別取組内容について、対象児童にかかわるもの全てを情報共有します。

（2）役割分担の決定とシミュレーションの実施

学校は、緊急時における校内の役割分担をあらかじめ決定し、緊急時にそれぞれの役割に沿って適切に動けるよう、シミュレーション訓練を毎年実施します。

役割分担のある教職員が不在の場合にも、校内の教職員が代役を果たせるように、全教職員が訓練に参加するものとします。

・エピペン®及び内服薬の管理

対応児童が緊急性の高いアレルギー症状を発症した時に、迅速、適切にエピペン®を使用するために、児童本人がエピペン®を携帯・管理することを基本とします。

また、エピペン®同様、内服薬についても、緊急時に確実に使用できるよう管理方法を決めておき、記録をするとともに、全教職員に周知します。

・ＡＥＤの管理

緊急時に確実に使用できるよう、設置場所と使用方法を全教職員に周知します。夏季水泳指導の時期などに、通常の設置場所を変更する場合には、特にその周知を徹底します。

・校内研修の実施

緊急時のシミュレーション訓練のほか、食物アレルギーに関する基礎知識等を向上させるため、校内研修を実施します。

・家庭における対象児童への指導

食物アレルギーによる重大事故の未然防止や早期発見には、日ごろからの家庭における児童への指導が特に重要になります。

◆体調不良を感じた時には早い段階で周囲に伝えること

緊急性の高いアレルギー症状は、いつ、どこで発症するか、わりません。家庭において日ごろから、体調不良を感じたときには早い段階で周囲に伝えられるよう、対象児童への指導を要請します。

◆登下校時等に症状が発症した場合の対応を確認しておくこと

登下校中や校外で緊急性の高いアレルギー症状を発症することも十分考えられるため、家庭において、その場合の対応を児童本人と話し合っておくこと、周囲が事情を確認できるように通学カバン等に表示しておくことなど、必要な措置について働きかけます。

・全ての事故、ヒヤリハット事例の報告

全ての事故及びヒヤリハット事例は、状況や問題となった原因、改善方法について委員会に報告します。学校内や給食室内でそれらの情報を共有し、食物アレルギー対応委員会において検証し、対策を検討し、事故防止の徹底に努めることが重要です。また、校長は教育委員会に事故、ヒヤリハット事例が起こった状況を報告します。

10. 教育委員会の取組

（１）学校との情報共有

学校給食における食物アレルギー対応については、本マニュアルに基づき、各学校の食物アレルギー対応委員会が中心となって行いますが、教育委員会においても、学校からの報告を受け、必要な指導・支援を行います。

（２）研修の実施

食物アレルギー対応委員会が中心となり、各学校では教職員対象に食物アレルギーへの意識向上を目的とした研修を実施します。引き続き、アレルギー児童の状況にかかわらず、継続的に実施していきます。

（３）給食用食材等及び納入業者選定委員会・給食委員会の活用

給食用食材等及び納入業者選定委員会において、物資選定時には、できる限り原因食物（特定原材料として消費者庁で定められた食品）を含まないものを選定するなどの配慮を行います。

また、全市立小学校の給食主任・栄養職員で組織する給食委員会において、学校間の情報共有を行うなど、食物アレルギーに対する共通認識・共通理解を深めるよう努めます。

（４）医療機関との連携

教育委員会や学校での学校給食における食物アレルギーの具体的な対応等について、医療の専門分野の立場からの助言、支援等が必要な場合、国分寺市医師会や学校医等へ相談します。

（５）保護者への理解・啓発

学校給食では、食物アレルギーの対応を家庭同様にきめ細かく行うことは困難です。入学時や進級時等の機会をとらえ、給食だよりやホームページの活用等により、国分寺市の取組みと学校の食物アレルギー対応への理解・啓発に努めます。

11．対応マニュアルの見直し

食物アレルギーを有する児童の増加、食物アレルギーへの関心の高まりは、今後も続くものと予測されます。教育委員会では、最新の知見や国・東京都の動向を注視しながら、子どもにとって安全・安心な学校給食を提供し、充実した学校生活となるよう、今後も必要に応じて本マニュアルを見直すものとします。

参考資料

・学校給食における食物アレルギー対応方針（平成２７年３月　文部科学省）
・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》
　（令和２年３月　公益財団法人日本学校保健会）
・食物アレルギー緊急時対応マニュアル（平成 30 年３月改定　東京都）

様式

様式第１号　学校生活管理指導表（令和元年度改定　公益財団法人　日本学校保健会）
様式２号　面談チェックリスト
様式３号　アレルギー疾患　取組み内容記入表
様式４号　保護者用除去食献立表
様式５号　返信用除去食献立表
様式６号　小学校給食における食物アレルギー対応について
様式７号　【主治医】学校生活管理指導表の記入のお願い
様式８号　【保護者】学校生活管理指導表の活用
様式９－１号　学校給食でのアレルギー対応に関する面談について
様式９－２号　学校給食でのアレルギー対応に関する確認について（お知らせ）
様式 10 号　給食献立指示書
様式 11 号　封筒表紙
様式 12 号　アレルギー除去食確認報告書
様式 13 号　学校給食除去食解除申出書
様式 14 号　個別対応一覧表
様式 15 号　事故報告書

令和２年４月１日策定
令和３年３月 30 日改訂
令和８年４月１日改定